

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	青木あすなろ建設 株式会社	東京都千代田区神田美土代町1	1-002843

2. 指名停止措置期間

令和5年4月5日 から 令和5年7月4日 まで 3か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

青木あすなろ建設㈱は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法（以下「法」という。）第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第14号（2）に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
別表第2 (建設業法違反行為) 14 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく監督処分（第28条第1項第1号、第2号及び第3号に該当し、監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。	当該認定をした日から
(1) 指示処分を受けたとき。	2月以上6月以内
(2) 営業停止処分を受けたとき。	3月以上9月以内